



Press Release

報道関係者 各位

令和元年6月27日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 武井 亜起夫(内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

年金局 事業管理課

課長補佐 内海 淳二(内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部

部長 小崎 正二

(直通電話) 03(6892)0762

平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況について

厚生労働省では、このほど、平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」と、平成30年4月分から平成31年3月分までの保険料のうち平成31年4月末までに納付された月数に基づき算出した「現年度分の納付率」等についてまとめています。

- 平成28年度分(過年度2年目)の最終納付率(※1)は、74.6%
(前年度から1.5ポイント増)

平成22年度(64.5%)から6年連続で上昇
統計を取り始めた平成14年度以降、最高値

- 平成29年度分(過年度1年目)の納付率(※2)は、73.4%
(前年度から1.9ポイント増)

平成22年度(62.2%)から7年連続で上昇

- 平成30年度分の現年度納付率は、68.1%
(前年度から1.8ポイント増)

平成23年度(58.6%)から7年連続で上昇

(※1) 平成28年度分(過年度2年目)の最終納付率：平成28年4月分～平成29年3月分の保険料納付対象月数のうち、平成31年4月末までに納付された月数の割合。

(※2) 平成29年度分(過年度1年目)の納付率：平成29年4月分～平成30年3月分の保険料納付対象月数のうち、平成31年4月末までに納付された月数の割合。

平成 30 年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【 目 次 】

I 平成 30 年度の被保険者の状況

- 1 国民年金被保険者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第 1 号被保険者の動向
 - (1) 第 1 号被保険者の資格取得者数の状況・・・・・・・・ 2
 - (2) 第 1 号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・ 2

II 平成 30 年度の保険料納付状況

- 1 保険料納付状況
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 納付月数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 年齢階級別の納付率等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 現年度分納付率の変化に係る分析
 - (1) 被保険者属性別の納付率の変化・・・・・・・・ 8
 - (2) 納付率の変化の影響度・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 地域別の保険料納付状況

- (1) 都道府県別の保険料納付状況・・・・・・・・・・ 10
- (2) 市区町村規模別の保険料納付状況・・・・・・・・ 12

(参考) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化・・・・・・・・ 13

令和元年 6 月

厚生労働省年金局

I 平成 30 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 国民年金第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、厚生年金保険（第 1 号）被保険者数の増加に伴い、平成 30 年度末で 1,471 万人と、前年度末と比べ 34 万人減少している。
- 平成 30 年度末の公的年金加入者数は 6,745 万人となっている。このうち、未納者数は 138 万人となっている。

表 1 国民年金被保険者数の動向

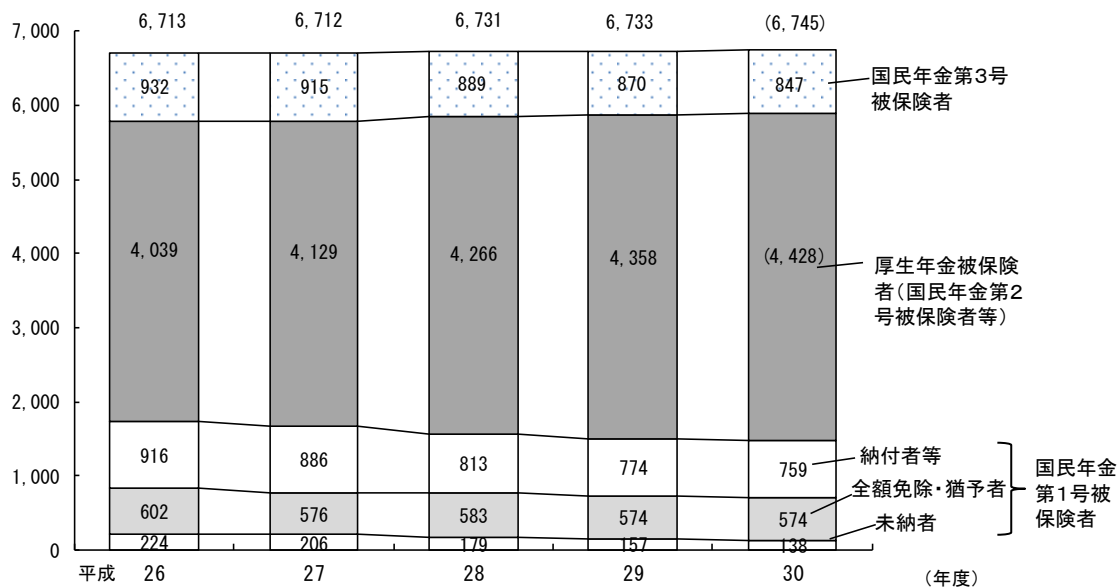
(年度末現在、単位：万人)

	第 1 号 被 保 険 者 (任意加入含む)	第 1 号被保険者										任意加入 被保険者	厚生年金被 保険者（第 2 号被保険 者等）	(再掲) 厚生年金保険 (第1号) 被保険者		第 3 号 被 保 険 者
		(再掲)	全額免除・猶予者					(再掲) 一部免除者								
			法 定 免 除 者	申 請 全 額 免 除 者	学 生 納 付 特 例 者	納 付 猶 予 者		申 請 3/4 免 除 者	申 請 半 額 免 除 者	申 請 1/4 免 除 者						
平成25年度	1,805	1,779	606	134	249	176	46	59	30	19	9	27	3,967	3,527	－	945
26	1,742	1,718	602	134	245	178	44	61	31	20	10	24	4,039	3,599	－	932
27	1,668	1,645	576	135	230	172	40	47	25	15	7	23	4,129	3,686	－	915
28	1,575	1,554	583	135	221	176	51	43	22	14	7	21	4,264	3,822	29	889
29	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41	21	13	7	20	4,358	3,911	38	870
30	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	19	(4,428)	3,981	43	847

- 注 1 「厚生年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。
- 注 2 厚生年金被保険者欄の（ ）内の数字は、第 2～4 号厚生年金被保険者数を平成 29 年度末の実績とした場合の暫定値である。
- 注 3 「厚生年金被保険者」は、平成 26 年度以前は被用者年金被保険者を計上している。
- 注 4 「厚生年金保険（第 1 号）被保険者」は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

(単位：万人)

図 1 公的年金加入者数の推移



- 注 1 未納者とは、24 か月の保険料が未納となっている者。
- 注 2 納付者等の人数は国民年金第 1 号被保険者数から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。
- 注 3 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成30年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は34.0%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

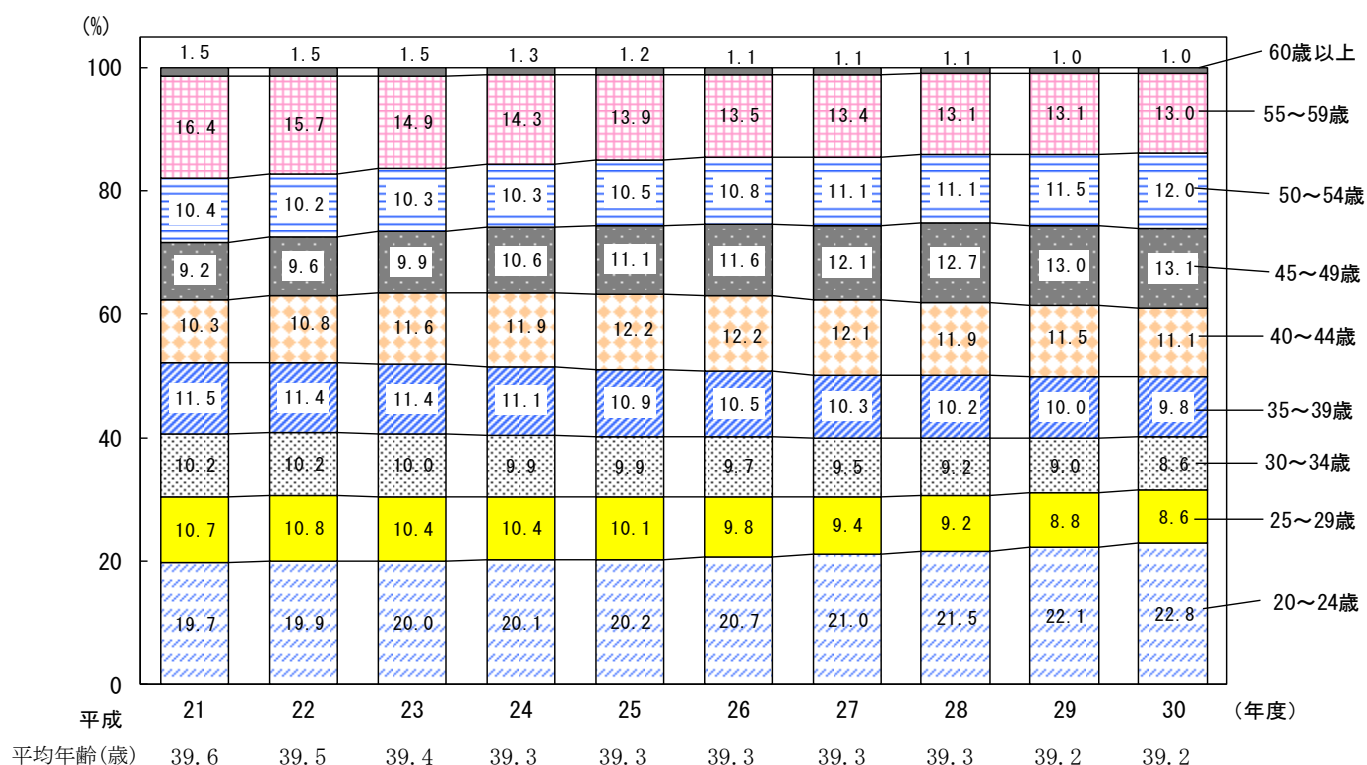
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成26年度	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52
27	1,668	481	28.8	316	60	100	52	48
28	1,575	469	29.8	311	53	102	51	50
29	1,505	475	31.6	321	49	100	49	51
30	1,471	500	34.0	343	49	104	49	55

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成30年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が22.8%と最も大きく、次に45～49歳が13.1%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

Ⅱ 平成 30 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

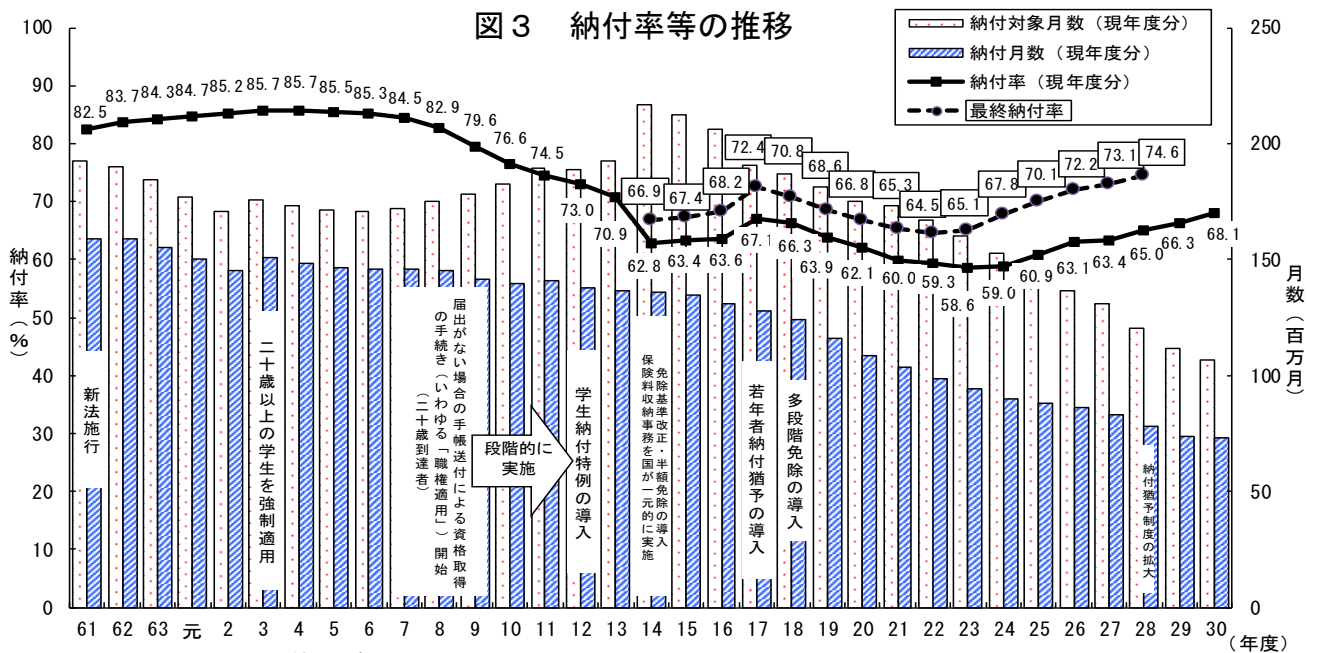
(1) 納付率等の推移

- 平成 30 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付率は 68.1% となり、前年度の 66.3% から 1.8 ポイントの上昇となった。
なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第 1 号被保険者数の減少によるものである。
- 平成 28 年度分保険料の最終納付率は 74.6% となり、前々年度の 65.0% から 9.6 ポイント伸びている。

表 3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

(単位：万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年度	納付率（現年度分）（%）	63.1	63.4	65.0	66.3	68.1
	納付対象月数	13,651 (△ 5.7)	13,080 (△ 4.2)	12,046 (△ 7.9)	11,164 (△ 7.3)	10,697 (△ 4.2)
	納付月数	8,607 (△ 2.4)	8,291 (△ 3.7)	7,835 (△ 5.5)	7,406 (△ 5.5)	7,287 (△ 1.6)
	最終納付率（%）	72.2	73.1	74.6	-	-



注 1 $\text{納付率（\%）} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度 4 月末まで）に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去 2 年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成 13 年度以前については把握していない。

注 3 納付すべき月数から除いている法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び納付猶予者の割合は以下のとおり。
(年度末現在、単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法定免除割合	7.8	8.2	8.7	9.0	9.3
申請全額割合	14.3	14.0	14.2	14.2	14.1
学特割合	10.4	10.5	11.3	11.8	12.3
納付猶予割合	2.6	2.4	3.3	3.6	3.8

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：％)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成26年度分保険料	63.05	68.56 (5.50)	72.18 (3.62)		
平成27年度分保険料		63.39	69.92 (6.53)	73.14 (3.22)	
平成28年度分保険料			65.04	71.52 (6.48)	74.64 (3.13)
平成29年度分保険料				66.34	73.44 (7.10)
平成30年度分保険料					68.12

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 () 内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移（過年度分含む）

(単位：万月)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成26年度分保険料	納付対象月数	13,651	13,444	13,370		
	納付月数	8,607	9,217	9,651		
平成27年度分保険料	納付対象月数		13,080	12,732	12,682	
	納付月数		8,291	8,903	9,276	
平成28年度分保険料	納付対象月数			12,046	11,737	11,703
	納付月数			7,835	8,394	8,735
平成29年度分保険料	納付対象月数				11,164	10,877
	納付月数				7,406	7,988
平成30年度分保険料	納付対象月数					10,697
	納付月数					7,287

注. 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成30年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は8,210万月分であり、そのうち当年度分は7,287万月分、過年度分は923万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総納付月数	9,838	9,310	8,880	8,339	8,210
現年度分納付月数	8,607	8,291	7,835	7,406	7,287
過年度分納付月数	1,230	1,019	1,045	933	923
前年度分	687	610	611	559	582
前々年度分	543	409	434	374	341

注 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 平成30年度分保険料の納付率（現年度分）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。経年でみると、平成30年度は、平成29年度と比較すると全ての年齢階級において上昇している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

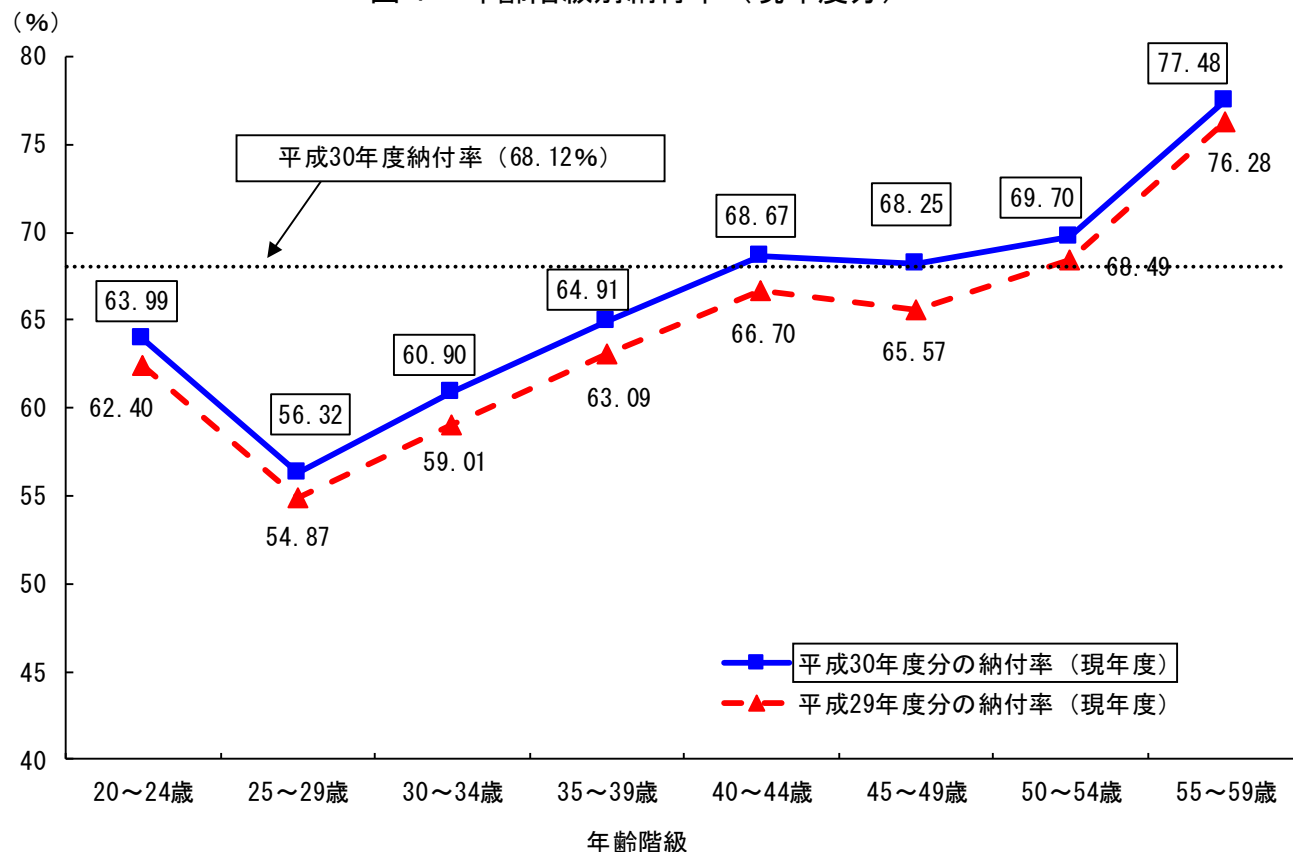
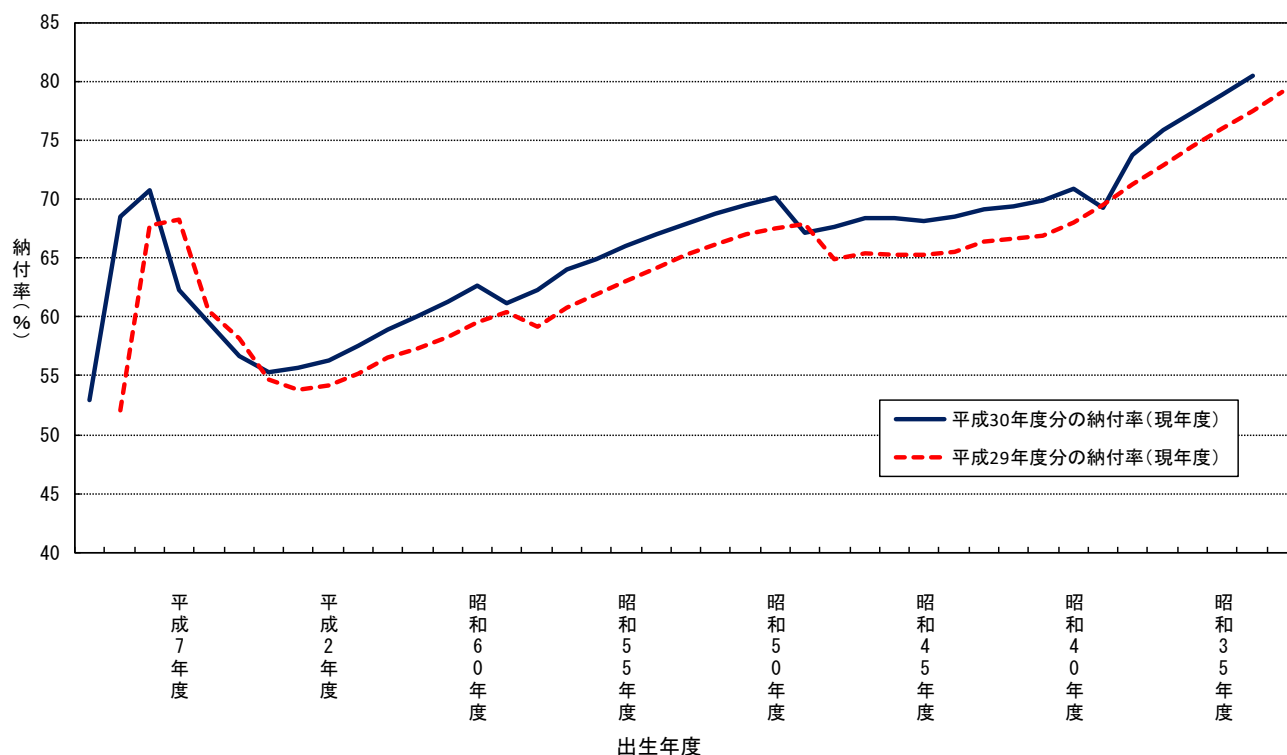
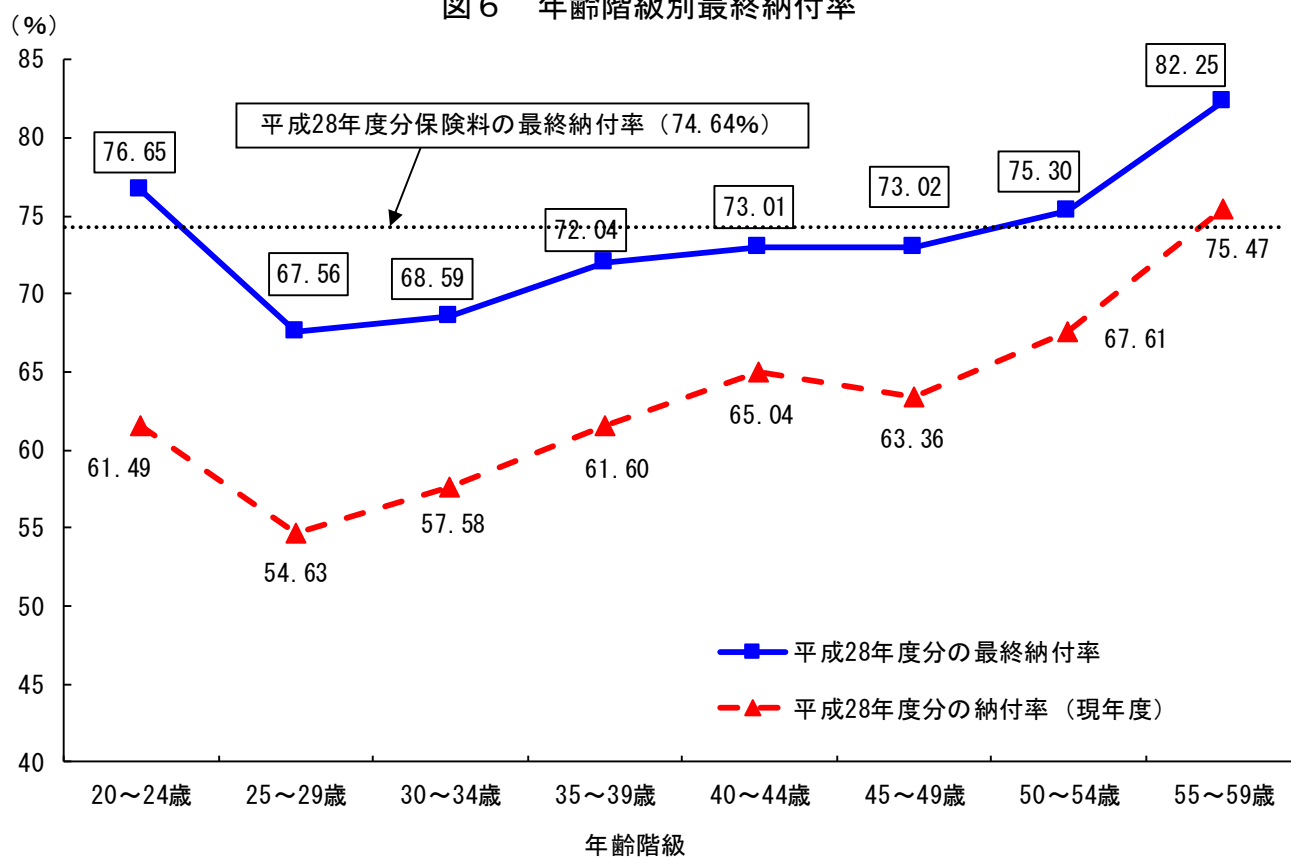


図5 出生年度別納付率（現年度分）



○ 平成 28 年度分保険料の最終納付率を 5 歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。平成 28 年度の納付率（現年度分）と比較すると、全ての年齢階級において上昇しており、特に若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図 6 年齢階級別最終納付率



注 年齢は平成 28 年度末時点。

表 7 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総 数	定額保険料 納 付	一部免除 合 計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成26年度	納付対象月数 (万月)	13,651	12,774	877	438	284	155
	納付月数 (万月)	8,607	8,290	318	192	91	35
	納付率(%)	63.05	64.90	36.22	43.89	31.92	22.46
平成27年度	納付対象月数 (万月)	13,080	12,352	728	375	232	122
	納付月数 (万月)	8,291	7,984	307	185	87	34
	納付率(%)	63.39	64.64	42.09	49.51	37.52	28.00
平成28年度	納付対象月数 (万月)	12,046	11,377	668	333	216	119
	納付月数 (万月)	7,835	7,553	282	168	81	33
	納付率(%)	65.04	66.38	42.18	50.34	37.53	27.79
平成29年度	納付対象月数 (万月)	11,164	10,575	589	291	192	106
	納付月数 (万月)	7,406	7,141	265	155	78	32
	納付率(%)	66.34	67.53	44.94	53.18	40.54	30.34
平成30年度	納付対象月数 (万月)	10,697	10,129	569	279	185	104
	納付月数 (万月)	7,287	7,018	269	156	80	34
	納付率(%)	68.12	69.28	47.37	55.85	42.98	32.50

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3／4免除、半額免除、1／4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成30年度分保険料の納付率（現年度分）と平成29年度分保険料の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成30年度分の納付率は71.55%となっており、平成29年度分と比べて1.81ポイント上昇している。

図7 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成29年度の状況（納付率 66.34%）		平成30年度の状況（納付率 68.12%）	
29年度に1号資格喪失した者	29年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 80.48%（納付対象月 190万月）	平成29年度のみ 納付対象月がある者 納付率 54.92% （納付対象月数 1,765万月）	
	その他平成29年度中に資格喪失した者 納付率 64.46%（納付対象月 1,149万月）		
	30年度に申請全額免除者である者 納付率 16.97%（納付対象月 187万月）		
	30年度に学生納付特例者である者等 納付率 18.52%（納付対象月 240万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 68.48% （納付対象月 9,399万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 69.73%（納付対象月 7,457万月）	両年度とも納付対象月がある者 納付率 70.77% （納付対象月 9,139万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 71.55%（納付対象月 7,431万月）
	30年度中に60歳に到達した者 納付率 80.60%（納付対象月 349万月）		30年度中に60歳に到達した者 納付率 83.79%（納付対象月 194万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 59.99%（納付対象月 1,593万月）		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 65.28%（納付対象月 1,514万月）
平成30年度のみ 納付対象月がある者 納付率 52.58% （納付対象月数 1,559万月）		30年度に新規資格取得した者	29年度に申請全額免除者であった者 納付率 37.73%（納付対象月 220万月）
			29年度に学生納付特例者であった者等 納付率 47.49%（納付対象月 214万月）
			20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 56.08%（納付対象月 204万月） それ以外の者 納付率 34.98%（納付対象月 120万月） 納付率 86.51%（納付対象月 83万月）
			2号からの移行者等 納付率 61.40%（納付対象月 586万月）
			3号からの移行者 納付率 77.31%（納付対象月 134万月）
			その他 納付率 28.43%（納付対象月 201万月）

注 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

(2) 納付率の変化の影響度

平成30年度分保険料の納付率（現年度分）と平成29年度分保険料の納付率（現年度分）の変化1.78ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、両年度とも納付対象月がある者による影響度が1.98ポイントとなっている。

表8 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.29	2.07	1.78
被 保 険 者 属 性	平成29年度のみ 納付対象月がある者	29年度に1号資格喪失した者	29年度中に60歳に到達した者	△ 0.24	・	△ 0.24
			その他29年度中に資格喪失した者	0.19	・	0.19
		29年度は納付対象月があり、 30年度は全額免除・猶予の者	30年度に申請全額免除者である者	0.83	・	0.83
			30年度に学生納付特例者である者等	1.03	・	1.03
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.09	1.26	1.35
		30年度中に60歳に到達した者		△ 0.19	0.06	△ 0.13
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.01	0.75	0.76
	平成30年度のみ 納付対象月がある者	29年度は全額免除・猶予で、 30年度は納付対象月がある者	29年度に申請全額免除者であった者	△ 0.59	・	△ 0.59
			29年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.38	・	△ 0.38
		30年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.20	・	△ 0.20
			2号からの移行者等	△ 0.27	・	△ 0.27
			3号からの移行者	0.14	・	0.14
			その他	△ 0.71	・	△ 0.71

1.98

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成30年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（1.78ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成30年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、富山、新潟となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、山梨、大阪、鹿児島となっている。

表9 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成29年度（現年度分）				平成30年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全 国	11,164	7,406	66.34		10,697	7,287	68.12		1.78		1.78	
北海道	413	275	66.64	32	394	270	68.42	32	1.78	20	0.07	9
青森県	101	70	69.00	28	94	67	71.24	26	2.24	5	0.02	26
岩手県	92	69	75.08	8	86	66	76.79	8	1.71	23	0.01	34
宮城県	187	126	67.28	31	177	123	69.24	31	1.96	16	0.03	14
秋田県	67	51	75.35	7	63	48	76.80	7	1.44	33	0.01	42
山形県	79	61	76.18	5	75	58	77.75	5	1.57	30	0.01	39
福島県	143	98	68.31	30	133	94	70.29	29	1.97	15	0.02	17
茨城県	281	181	64.57	39	264	176	66.45	40	1.88	18	0.05	10
栃木県	181	117	64.51	40	169	112	66.52	39	2.00	12	0.03	13
群馬県	180	125	69.28	27	171	120	70.32	28	1.04	45	0.02	29
埼玉県	711	454	63.94	42	680	449	65.99	42	2.04	9	0.13	3
千葉県	577	372	64.44	41	554	367	66.20	41	1.76	21	0.09	7
東京都	1,568	978	62.39	45	1,530	980	64.08	45	1.70	24	0.23	1
神奈川県	874	573	65.55	35	843	566	67.16	37	1.62	26	0.13	4
新潟県	162	127	78.61	3	153	123	80.03	3	1.42	34	0.02	28
富山県	74	58	78.68	2	71	57	80.04	2	1.36	38	0.01	40
石川県	87	67	76.33	4	83	65	77.81	4	1.48	32	0.01	38
福井県	56	42	75.67	6	53	41	76.94	6	1.27	41	0.01	43
山梨県	78	55	70.28	22	74	54	73.18	18	2.91	1	0.02	23
長野県	177	132	74.84	9	168	128	76.24	9	1.39	35	0.02	18
岐阜県	175	130	74.29	10	166	126	75.59	11	1.29	40	0.02	24
静岡県	316	226	71.56	19	299	219	73.16	19	1.61	28	0.04	11
愛知県	676	471	69.73	25	649	463	71.39	25	1.66	25	0.10	5
三重県	152	110	72.24	16	146	107	73.63	16	1.39	36	0.02	25
滋賀県	111	80	72.33	15	107	79	73.65	15	1.32	39	0.01	33
京都府	233	159	68.57	29	225	158	70.18	30	1.61	27	0.03	12
大阪府	829	470	56.68	46	795	471	59.24	46	2.55	2	0.19	2
兵庫県	456	300	65.68	34	437	297	67.99	34	2.31	4	0.09	6
奈良県	115	82	70.93	21	110	80	72.77	20	1.85	19	0.02	27
和歌山県	88	65	73.54	12	84	64	75.56	12	2.02	11	0.02	30
鳥取県	38	28	73.89	11	36	28	75.63	10	1.75	22	0.01	44
島根県	41	33	80.57	1	39	31	81.14	1	0.58	47	0.00	47
岡山県	139	97	70.00	24	134	96	71.59	23	1.59	29	0.02	21
広島県	213	152	71.46	20	206	150	72.51	22	1.05	43	0.02	19
山口県	94	68	72.72	14	90	67	74.26	13	1.54	31	0.01	35
徳島県	55	39	70.02	23	53	37	70.99	27	0.97	46	0.00	46
香川県	71	52	72.83	13	68	50	74.03	14	1.20	42	0.01	41
愛媛県	102	73	72.20	17	97	71	73.57	17	1.37	37	0.01	36
高知県	56	40	71.71	18	54	39	72.75	21	1.04	44	0.01	45
福岡県	398	252	63.26	43	384	251	65.40	43	2.14	7	0.08	8
佐賀県	64	44	69.39	26	60	43	71.50	24	2.11	8	0.01	37
長崎県	110	69	62.71	44	104	67	64.68	44	1.98	14	0.02	22
熊本県	147	97	66.03	33	138	94	68.01	33	1.99	13	0.03	15
大分県	76	49	64.63	38	72	48	66.87	38	2.24	6	0.02	31
宮崎県	82	54	65.49	36	78	52	67.45	35	1.96	17	0.01	32
鹿児島県	112	73	64.73	37	106	71	67.18	36	2.46	3	0.02	16
沖縄県	128	63	49.14	47	124	63	51.17	47	2.03	10	0.02	20

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成30年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+1.78ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表１０ 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成30年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成29年度分（過年度１年目）				平成28年度分（最終納付率）			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)	
					(ポイント)	順位			(ポイント)	順位
全 国	68.12		73.44		7.10		74.64		3.13	
北海道	68.42	32	73.92	33	7.29	13	74.91	34	3.20	13
青森県	71.24	26	76.66	25	7.66	8	77.28	26	3.56	4
岩手県	76.79	8	82.22	5	7.14	18	83.49	5	3.15	15
宮城県	69.24	31	74.91	30	7.64	9	76.11	30	3.39	6
秋田県	76.80	7	81.80	7	6.45	31	82.95	6	2.64	34
山形県	77.75	5	82.52	4	6.35	32	83.86	4	2.70	32
福島県	70.29	29	75.92	28	7.60	10	76.32	29	3.15	16
茨城県	66.45	40	71.04	41	6.47	28	71.96	43	3.16	14
栃木県	66.52	39	70.80	43	6.28	34	71.97	42	2.94	24
群馬県	70.32	28	74.67	31	5.38	44	76.02	31	1.93	47
埼玉県	65.99	42	70.97	42	7.02	21	71.98	41	3.52	5
千葉県	66.20	41	71.51	40	7.07	20	72.53	40	3.34	11
東京都	64.08	45	69.78	45	7.39	12	70.81	45	3.36	9
神奈川県	67.16	37	72.45	38	6.91	22	73.48	38	3.14	17
新潟県	80.03	3	84.55	2	5.94	38	85.59	2	2.52	41
富山県	80.04	2	83.87	3	5.19	47	84.77	3	2.13	45
石川県	77.81	4	82.16	6	5.83	40	82.82	7	2.37	43
福井県	76.94	6	81.48	8	5.81	41	82.73	8	2.59	38
山梨県	73.18	18	77.38	21	7.10	19	78.07	24	2.86	26
長野県	76.24	9	80.69	9	5.85	39	81.72	10	2.69	33
岐阜県	75.59	11	79.99	12	5.70	43	80.97	12	2.27	44
静岡県	73.16	19	77.30	22	5.74	42	78.25	23	2.53	40
愛知県	71.39	25	75.97	27	6.24	36	77.13	27	2.76	29
三重県	73.63	16	77.60	20	5.36	45	79.23	19	2.37	42
滋賀県	73.65	15	78.79	15	6.46	30	80.30	14	2.56	39
京都府	70.18	30	75.74	29	7.17	17	77.07	28	2.61	37
大阪府	59.24	46	65.39	46	8.71	2	67.15	46	3.95	2
兵庫県	67.99	34	73.37	34	7.69	7	74.69	36	3.39	7
奈良県	72.77	20	78.14	18	7.21	15	79.50	18	2.64	35
和歌山県	75.56	12	80.11	11	6.57	25	81.34	11	2.71	31
鳥取県	75.63	10	80.61	10	6.72	24	81.97	9	2.72	30
島根県	81.14	1	85.86	1	5.29	46	87.03	1	2.08	46
岡山県	71.59	23	76.84	24	6.83	23	78.51	22	3.05	18
広島県	72.51	22	77.72	19	6.26	35	79.05	20	2.63	36
山口県	74.26	13	78.91	14	6.19	37	80.25	15	3.00	21
徳島県	70.99	27	76.55	26	6.53	26	77.76	25	2.95	23
香川県	74.03	14	79.32	13	6.49	27	80.52	13	2.90	25
愛媛県	73.57	17	78.49	16	6.29	33	79.78	17	2.86	27
高知県	72.75	21	78.17	17	6.46	29	79.82	16	3.00	22
福岡県	65.40	43	71.57	39	8.30	4	72.70	39	3.04	19
佐賀県	71.50	24	76.97	23	7.58	11	78.57	21	3.02	20
長崎県	64.68	44	69.88	44	7.18	16	71.83	44	3.34	10
熊本県	68.01	33	74.19	32	8.16	5	75.77	32	3.57	3
大分県	66.87	38	72.57	37	7.93	6	74.08	37	3.37	8
宮崎県	67.45	35	72.76	36	7.27	14	74.83	35	2.83	28
鹿児島県	67.18	36	73.28	35	8.55	3	75.29	33	3.26	12
沖縄県	51.17	47	59.40	47	10.26	1	61.50	47	4.33	1

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成 30 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村が最も高く、政令指定都市及び東京 23 区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で 1.88 ポイント、東京 23 区で 1.61 ポイント、その他の市で 1.83 ポイント、町村で 1.72 ポイントそれぞれ上昇し、昨年に続き全ての市区町村規模で上昇している。

表 1 1 市区町村の規模別納付率の変化

	平成29年度 (現年度分)			平成30年度 (現年度分)			平成29年度から 30年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	11,164	7,406	66.34	10,697	7,287	68.12	△ 4.2	△ 1.6	1.78
政令指定都市	2,466	1,556	63.12	2,378	1,546	64.99	△ 3.6	△ 0.7	1.88
東 京 23 区	1,123	688	61.28	1,100	692	62.89	△ 2.0	0.6	1.61
そ の 他 の 市	6,627	4,482	67.63	6,330	4,397	69.46	△ 4.5	△ 1.9	1.83
町 村	949	680	71.66	889	653	73.38	△ 6.3	△ 4.1	1.72

(参考) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	平成29年度①	平成30年度②	差(②－①)	平成29年度	平成30年度
全 国	38.7	39.5	0.9	2.8	2.7
北海道	46.0	46.6	0.6	3.3	3.1
青森県	46.6	47.8	1.2	4.6	4.2
岩手県	39.9	40.7	0.8	3.7	3.4
宮城県	39.6	40.9	1.2	3.0	2.9
秋田県	43.7	44.4	0.7	3.8	3.5
山形県	37.3	38.3	1.0	3.0	2.9
福島県	40.8	42.1	1.3	2.7	2.5
茨城県	35.2	36.4	1.2	2.5	2.6
栃木県	35.4	36.6	1.2	2.3	2.4
群馬県	35.4	36.2	0.8	2.6	2.4
埼玉県	33.6	34.9	1.3	2.2	2.2
千葉県	34.6	35.7	1.1	2.2	2.2
東京都	30.9	31.8	0.9	2.0	1.9
神奈川県	33.8	34.7	1.0	2.1	2.0
新潟県	39.3	40.3	1.1	2.6	2.5
富山県	35.3	36.3	1.0	1.9	1.9
石川県	38.5	39.8	1.3	2.3	2.3
福井県	37.3	38.3	1.1	2.6	2.4
山梨県	36.7	37.6	0.9	2.5	2.6
長野県	34.2	35.1	0.9	2.5	2.4
岐阜県	34.7	35.6	0.9	2.3	2.3
静岡県	34.0	35.0	1.0	2.1	2.1
愛知県	33.6	34.4	0.9	2.1	2.2
三重県	34.6	35.3	0.7	2.1	2.3
滋賀県	39.3	40.1	0.8	2.7	2.5
京都府	43.1	43.9	0.8	2.8	2.8
大阪府	43.2	44.5	1.2	3.0	3.1
兵庫県	43.8	44.8	1.0	3.4	3.4
奈良県	44.4	45.1	0.8	2.7	2.6
和歌山県	43.0	43.5	0.5	3.5	3.7
鳥取県	45.1	46.2	1.1	3.3	3.2
島根県	43.4	43.7	0.4	2.8	2.9
岡山県	42.2	43.2	1.0	2.8	2.8
広島県	41.7	42.1	0.5	2.7	2.6
山口県	42.1	42.8	0.6	3.2	3.4
徳島県	47.2	47.4	0.2	3.5	3.4
香川県	41.3	42.1	0.8	2.9	2.6
愛媛県	46.7	47.2	0.5	3.8	3.5
高知県	47.5	47.7	0.2	3.8	3.7
福岡県	47.0	47.7	0.8	4.2	4.4
佐賀県	42.4	43.0	0.6	3.9	4.0
長崎県	43.5	44.1	0.6	3.7	3.8
熊本県	43.2	43.5	0.3	3.2	3.9
大分県	46.5	47.9	1.4	3.7	4.0
宮崎県	45.5	46.8	1.3	4.6	4.7
鹿児島県	48.1	48.8	0.8	3.6	4.1
沖縄県	54.4	53.7	△ 0.7	4.7	4.8

注1 全額免除・猶予割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

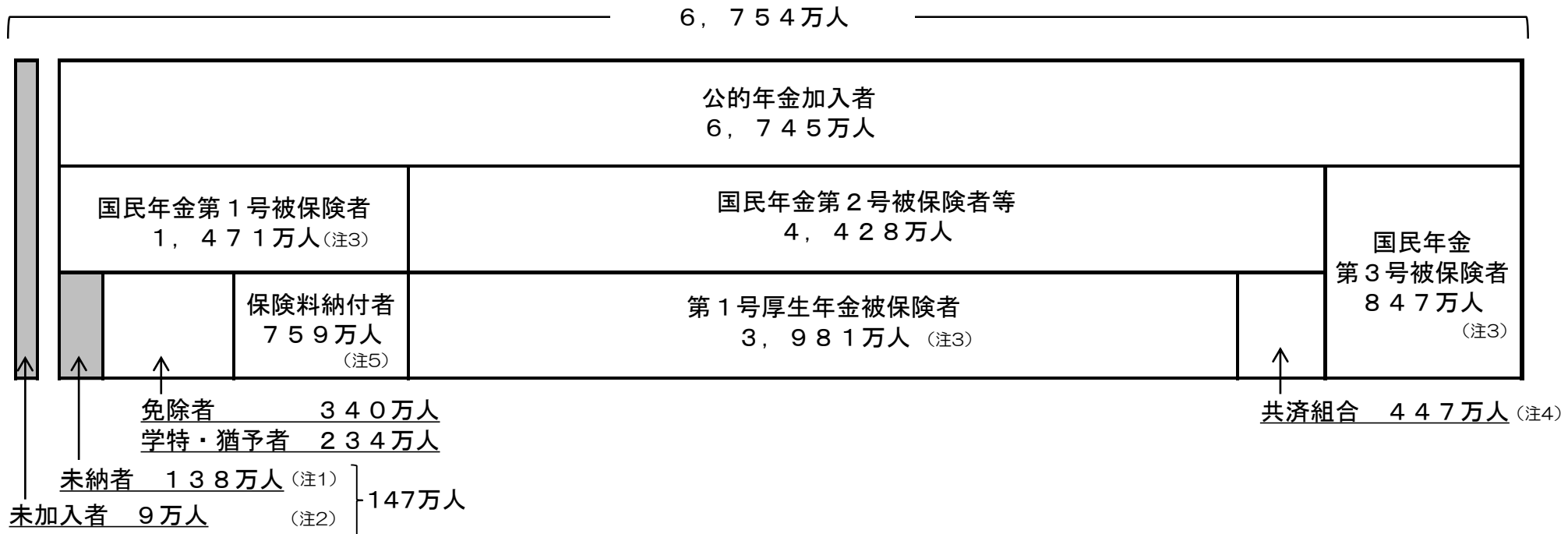
公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について
(概 要)

令和元年6月27日
厚生労働省年金局・日本年金機構

公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約98%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約138万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約2%）

《公的年金加入者の状況（平成30年度末）》



注1）未納者とは、24か月（平成29年4月～31年3月）の保険料が未納となっている者。

2）平成28年公的年金加入状況等調査の結果（推計値）。

3）平成31年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（19万人）が含まれている。

4）平成30年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5）保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6）上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

7）平成31年3月末現在、国民年金第2号被保険者等、国民年金第3号被保険者である者の中には、平成29年4月～31年3月の間に国民年金第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

○ 口座振替の推進

- ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4～)
- ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4～)

（口座振替率）

28年度末	29年度末	30年度末
36%	→ 35%	→ 35%
355万人	330万人	310万人

○ 口座振替による2年前納制度の導入

（利用状況） (H26.4～)

28年度	29年度	30年度
35万件	→ 26万件	→ 25万件

○ クレジットカード納付の導入

（利用状況） (H20.2～)

28年度	29年度	30年度
159万件	→ 172万件	→ 189万件

○ コンビニ納付の導入 (H16.2～)

（利用状況）

28年度	29年度	30年度
1,589万件	→ 1,518万件	→ 1,533万件

○ インターネット納付の導入

（利用状況） (H16.4～)

28年度	29年度	30年度
316万件(※)	→ 288万件(※)	→ 280万件(※)

※ゆうちょ銀行（郵便局）におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

○ 現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入 (H29.4～)

（利用状況）

29年度	30年度
6万件	→ 8万件

未納者

市町村からの所得情報（平成31年3月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

- ・ 質の向上、効率化
- ・ それぞれ件数を抑えながらも、納付率の向上を達成（参考：納付率）

現年H29: 66.3% ⇒ H30: 68.1%

最終H27: 73.1% ⇒ H28: 74.6%

文書

H28年度	4,242万件
H29年度	3,706万件
H30年度	3,785万件

電話

H28年度	3,846万件
H29年度	3,311万件
H30年度	2,582万件

戸別訪問（面談）

H28年度	673万件
H29年度	614万件
H30年度	526万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	28年度	29年度	30年度
最終催告状	85,342件	103,614件	133,900件
督促状	50,423件	66,270件	81,597件
財産差押	13,962件	14,344件	17,977件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

〔基準〕 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10～)

〔実績〕 H29年度 54件 → H30年度 75件

○ 納付督促の外部委託 (H17.10～)

	文書	電話	戸別訪問	督促件数合計
H28年度	1,052万件	3,845万件	669万件	5,566万件
H29年度	827万件	3,309万件	607万件	4,743万件
H30年度	756万件	2,580万件	520万件	3,855万件

免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10～)

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10～)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4～) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7～)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4～)
- 申請免除の簡素化 ① 継続意思確認H17.7～ ② 申請免除手続きの簡素化H21.10～ ③ 所得に係る税末申告者の申請手続きの簡素化H26.10～
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4～)
- 免除委託制度開始 (H28.4～)

普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供